

大妻女子大学大学院研究生規程

昭和 52 年 4 月 1 日 制定

(趣旨)

第 1 条 本学大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、選考の上、研究生とすることがある。

(研究生の資格)

第 2 条 研究生は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学大学院博士後期課程を修了した者(大学院博士後期課程において、所定の修業年限を満了し、かつ修了要件単位を修得して退学した者を含む)
- (2) 本学大学院修士課程を修了した者
- (3) 本学大学院において、大学院修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

(研究生の手続)

第 3 条 研究生を志願する者は、次の書類に選考料 13,000 円を添え、指導を受けようとする教員の承認を得たのち、学長に願い出るものとする。

- (1) 研究生願書
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 修了証明書又は単位取得証明書
- (5) 現に日本国に在住している外国人は、住民票

(研究生の人員)

第 4 条 研究生の人員は、本学大学院学生に対する授業及び研究指導に支障を来たさない範囲で定める。

(研究開始時期)

第 5 条 研究生の研究開始時期は、原則として学年の始めとする。

(研究生の許可)

第 6 条 研究生は、専攻会議、研究科教授会の議を経て学長が許可する。

(登録料及び研究指導料)

第 7 条 研究生として許可された者は、所定の期日までに次の諸料金を納入しなければならない。ただし、実験実習に要する経費は、別に実費を徴収する。

- (1) 登録料 50,000 円
- (2) 研究指導料(年額) 300,000 円(第 2 条第 1 号及び第 2 号の者については 100,000 円とする。)

(諸料金の還付)

第 8 条 既納の選考料、登録料及び研究指導料は返還しない。

(指導教員)

第 9 条 研究生は、大学院の定める指導教員の指導のもとに研究に従事するものとする。

(研究期間)

第 10 条 研究生の研究期間は 1 年とする。特別の理由があるときは、願い出により研究期

間の延長を許可することがある。ただし、継続は3年を限度とする。なお、延長時の選考料及び登録料は免除する。

(授業の出席)

第11条 指導教員が必要と認め、かつ、当該授業担当教員の承認があるときは、大学院又は学部の授業に出席を許可することがある。

(研究の終了)

第12条 研究生が研究期間の途中で研究を終えようとするときは、指導教員の承認を得たうえ、その理由を付して学長に願い出なければならない。

(身分の取消し)

第13条 研究生として不適当と認めたときは、学長は専攻会議、研究科教授会の議を経て、研究生の身分を取り消すことがある。

(研究報告書の提出)

第14条 研究生は、研究を修了したときは、指導教員の承認を得たうえ、当該年度の3月1日までに、研究報告書1部を学長に提出するものとする。

(証明書の交付)

第15条 研究生に対しては、希望により研究事項及び研究期間等について証明書を交付することができる。ただし、単位の認定は行わない。

(他の規程の準用)

第16条 研究生については、本規程のほか、正規の学生に関する諸規程を準用する。

(本規程の改廃)

第17条 本規程の改廃は、専攻会議、研究科教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学大学院研究生規程施行の際、平成 21 年度に家政学研究科、文学研究科、社会情報研究科及び人間関係学研究科の研究生であった者が、引き続き在学期間を延長する場合は、人間文化研究科の研究生とみなす。ただし、在学期間は継続して 3 年を限度とする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 30 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 11 月 25 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 10 日 学長決裁）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。